

藍野大学 授業料減免規程

[2009年4月1日制定]

最近改定 2021年9月8日

(目的)

第1条 この規程は、藍野大学（以下「本学」という。）に在学する学生のうち、修学に熱意があるにもかかわらず、経済的理由により学費納入が著しく困難になった者を援助し、修学を継続させるために必要な事項を定めることを目的とする。

(減免)

第2条 援助の内容は、一の学期の授業料の二分の一に相当する額の減免（以下「減免」という。）とする。

2 減免は、2回を限度とする。

(申請)

第3条 次の各号の一に該当する学生は、減免の申請を行うことができる。

- (1) 家計支持者の死亡、傷病等により、授業料の納入及び学生生活が困難になった者。
- (2) 家計急変により、授業料の納入及び学生生活が困難になった者。
- (3) 災害により、家計支持者の住居等が滅失または毀損し、授業料の納入及び学生生活が困難になった者。

2 前項各号の一に該当する場合であって、次の各号の一に該当するときは、前項の申請を行うことができない。

- (1) 申請しようとする学期分の授業料を納入済の者。
- (2) 病気、留学等特別の理由がなく、最短修業年限を超える見込みがある者又は超えている者。
- (3) 懲戒処分を受けた者。

(申請の手続き)

第4条 前条第1項の申請は、所定の申請書に別に定める書類を添えて学長に提出して行うものとする。

(選考)

第5条 減免を受ける学生（以下「奨学生」という。）の選考は、本学学生委員会（以下「委員会」という。）で行い、委員長は選考の結果を学長に報告する。

(奨学生の決定)

第6条 学長は、委員会の選考結果を基にこれを理事長に提出し、理事長が奨学生を決定する。

(身上変更の届出)

第7条 奨学生は、次の身上の異動があった場合は、遅滞なく所定の様式により、学長に届け出なければならない。

- (1) 休学
- (2) 退学
- (3) 本人及び連帯保証人の身分、住所、その他重要事項の変更。

(取消)

第8条 学長は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、委員会に諮ったうえで奨学生の決定を取り消すことができる。

- (1) 懲戒処分を受けた場合。
- (2) 申請書及び提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 正当な理由なく前条に定める届出を怠った場合。
- (4) 前各号に掲げる場合の他、学修の継続に意欲が認められない場合。

2 学長は、前項の規定による取消しを行ったときは、減免された額の返還を命じることがある。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月3日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月12日から施行する。

附 則

この規程は、2019年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、2021年9月8日から施行する。

授業料減免申請書

年 月 日

藍野大学長 殿

氏 名 ㊟

学籍番号 (在籍生)

連帯保証人氏名 ㊟

下記の通り、経済的理由により授業料減免の申請を願います。

減免を希望する時期	
理由(具体的に)	
証明書類	

事務部記入欄

受理日	
受理者	
備考	